

名稱

シ、東西凡ソ十三里、南北凡ソ九里アリ。此國ハ初タ浪速國ト云ヒ、後ニ津國ト云ヒシ方、天武十二年職ヲ停メテ國ト爲シ、國府ヲ西生郡ニ置キ、住吉、百濟、東生、西生、島上、島下、豐島、河邊、武庫、菟原八部有馬能勢ノ十三郡ヲ管シ、延喜ノ制上國ニ列ス、明治維新ノ後、住吉、百濟二郡ヲ三郡ヲ合セテ豊勢郡トシ、新三大阪神戸ノ三市ヲ設ケテ、大阪府及ビ兵庫縣ヲシテ之ヲ分治セシム。

〔倭名類聚抄五郡〕攝津

〔運步色葉集津〕接津國

〔同勢〕攝州

〔同那〕難波

〔接州〕

〔饅頭屋本節用集門天地〕攝津州

〔日本風土記一寄語島名〕攝津

〔手奴・國爾〕

〔倭訓采那中編十七〕なには、難波と書り、神武紀、仁德紀に見えたるは攝津也、式部卿藤原宇谷の歌にもがしこそ難波居中といはれけめ、今は京引波やこびにけり。(略)下

〔倭訓采都中編十五〕つのくに、津國なり、今攝津と書字彙に攝、靜謐也、

〔玉勝間二〕攝津

津國を攝津といふは、もと國の名にはあらず、難波津をつかさどれる官の名なり、難波は古京師に准へて京職と同じく攝津職をおされたる、これむねど難波によれる官にして、津國の事をも兼掌れり、職貢令に、攝津職帶津國とあるをもて心得べし、そのがみ國のことをも攝津國と書る、これも攝津職の掌る國といふ意なり、さて攝字は、難波と津國とを攝て掌るまじなり、靜謐の意ぞなどいふはあらずが如て延暦十三年停職爲國とありて、それより其官、諸國司の列となれり、然